政令第六十四号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年三月十八日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十五号

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令

内閣は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）の施行に伴い、並びに同法附則第二条第六項並びに株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十条の二第四項及び第六十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（株式会社企業再生支援機構法施行令の一部改正）

第一条　株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

株式会社地域経済活性化支援機構法施行令

第一条第一項中「株式会社企業再生支援機構法（」を「株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号。」に改める。

第四条を第六条とする。

第三条中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条を第五条とする。

第二条の見出し中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改め、同条を第三条とし、同条の次に次の一条を加える。

（課税の特例に係る権利）

第四条　法第六十条に規定する政令で定める権利は、次に掲げる財団に関する権利とする。

一　鉄道財団
二　工場財団
三　道路交通事業財団
四　観光施設財団

第一条の次に次の一条を加える。

（納付の手続）

第二条　法第四十条の二第一項の規定による納付金は、一般会計に帰属させるものとする。

（国家公務員退職手当法施行令等の一部改正）

第二条　次に掲げる政令の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）」に改める。

一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二第百三十九号
二　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第四十三条第一項第百十号
三　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第三十九条第五号
（自衛隊法施行令等の一部改正）

第三条　次に掲げる政令の規定中「株式会社企業再生支援機構」を「株式会社地域経済活性化支援機構」に改める。

一　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）別表第十第七十一号
二　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第二十四条の二第一項第一号及び第五号並びに第九十六条第四項第十三号
三　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）附則第二条の三第五項、第三条第六項及び第七条の二第一項
四　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）附則第三条の表
五　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）附則第四条第一項
六　財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）附則第二条第五項
七　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）附則第六条
八　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二条第六十二号及び第三十一条第七号
九　特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）第十七条第七号

（経過措置）

第四条　株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の際現に従前の企業再生支援委員会の委員である者は、改正法の施行の日に、改正法による改正後の株式会社地域経済活性化支援機構法（次項において「新法」という。）第十七条第四項及び第五項の規定により地域経済活性化支援委員会の委員として定められ、主務大臣の認可を受けたものとみなす。

2　改正法の施行の際現に従前の企業再生支援委員会の委員長である者は、改正法の施行の日に、新法第十七条第七項の規定により地域経済活性化支援委員会の委員長として定められたものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　第三条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
経済産業大臣　茂木　敏充
防衛大臣　小野寺五典